

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年九月十一日から令和三年一月十二日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和二年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 じゃんぼスクエア香芝

所在地 香芝市磯壁三丁目四〇―一

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時（年間六十日…午後九時）

（変更後）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分まで

（変更後）午前六時三十分から午前零時三十分まで

三 変更に係るもの以外の事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 じゃんぼスクエア香芝

所在地 香芝市磯壁三丁目四〇―一

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 賛栄商事株式会社

住所 大阪市浪速区難波中一丁目一六番一―二〇三号

代表者 西川 昌伸

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目一〇番一三号	阿部 秀行
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江六二番地の一	杉浦 克典
株式会社マツモトキョシ	千葉県松戸市新松戸東九番地一	大田 貴雄
賛栄商事株式会社	大阪市浪速区難波中一丁目一六番一―二〇三号	西川 昌伸
チケツトキング	生駒市谷田町一六〇〇 アントレ生駒Ⅰ一階	藤川 恵
有限会社華葉	大阪府藤井寺市岡二丁目二番一〇号	池邊 俊継
めがねのドリーム	御所市大字森脇一五四	木村 静夫
エムインターナショナル	大和郡山市柳五丁目三〇―三	山田 一彦
有限会社森川	大和高田市片塩町一二番二三号	森川 要二
トロトワール	大阪府柏原市石川町七―二四―一	泉谷 淳一

								〇〇三
	八百重	香芝市五位堂二丁目一五八一	白川 重夫					
	株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目三八番地	河合 映治					
	惣菜黒潮	大阪府大阪狭山市東葉黄木一―五 三二―一 狭山スカイハイツ二〇 六	王 暁軍					
	有限会社ふじおか	大和高田市大字大谷五六〇―一五 三	藤岡 人志					
	株式会社シーア	大阪市西淀川区御幣島一丁目一三 番九号	前崎 陽子					
	プ 有限会社バリューアツ	磯城郡田原本町大字千代四五番地	道下 隆信					
	株式会社車屋	大阪府八尾市小阪合町三丁目七番 三号	西山 高志					
ほか未定五者（予定）								

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七、〇〇〇平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四〇九台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四三五台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 三四〇平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 九一・九立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

四 変更する年月日

令和二年九月二十二日

五 届出年月日

令和二年八月二十八日

六 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

七 縦覧期間

令和二年九月十一日から令和三年一月十二日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き

ます。

八 縦覧時間

午前九時から午後五時まで